

諮問 第 2047 号
令和 6 年 7 月 2 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件

諮問第2047号

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件

1 諮問理由

近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるなど、放送をめぐる視聴環境は急速に変化している。

そうした中において、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）により、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務を協会の必須業務とする等の措置を講ずる放送法（昭和25年法律第132号）の改正が行われた。

本改正により、協会が必須業務として行う配信の業務（必要的配信業務）に用いられる設備（配信用設備）及びその運用のための業務管理体制については、放送法第20条の3第1項において、総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないと規定されており、同条第2項において、当該基準は、配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること、及び配信用設備等を用いて行われる配信の品質が、総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすることが確保されるものとして定められなければならないと規定されている。

これらを踏まえ、配信用設備の安全・信頼性確保のための措置及び配信用設備等による配信の品質の水準等について検討する必要があるため、配信用設備に係る技術的条件について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件

3 答申を希望する時期

令和7年2月頃 一部答申を希望

4 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備 に係る技術的条件(概要)

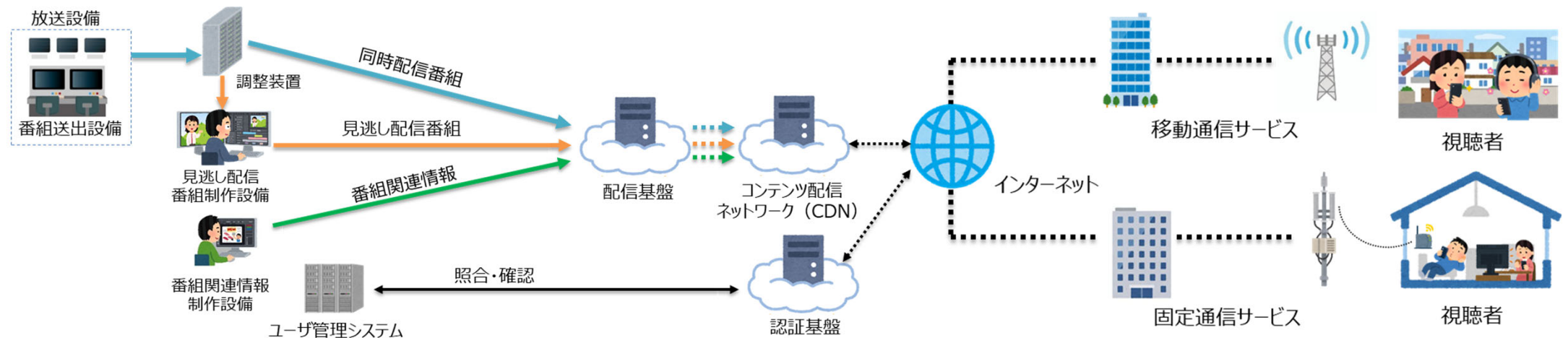
1. 諮問の背景

- 近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるなど、放送をめぐる視聴環境は急速に変化。
- 令和6年5月の放送法の一部改正により、日本放送協会（NHK）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とすること等を措置。
- NHKが必須業務として行う配信の業務（必要的配信業務）に用いられる配信用設備等については、放送法第20条の3第1項において、総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないと規定。
- 当該基準は、配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること、及び配信用設備等を用いて行われる配信の品質が、総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすることが確保されるものとして定められなければならないと規定。

2. 検討事項

- 放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る以下の事項等について検討。
 - (1) 配信用設備の装置及びネットワークの構成
 - (2) 配信用設備の安全・信頼性を確保するための措置
 - (3) 配信用設備等による配信の品質の水準

<NHKの必要的配信業務のイメージ>



3. 検討体制

- 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会に「NHK配信用設備作業班」を設置して検討を実施。

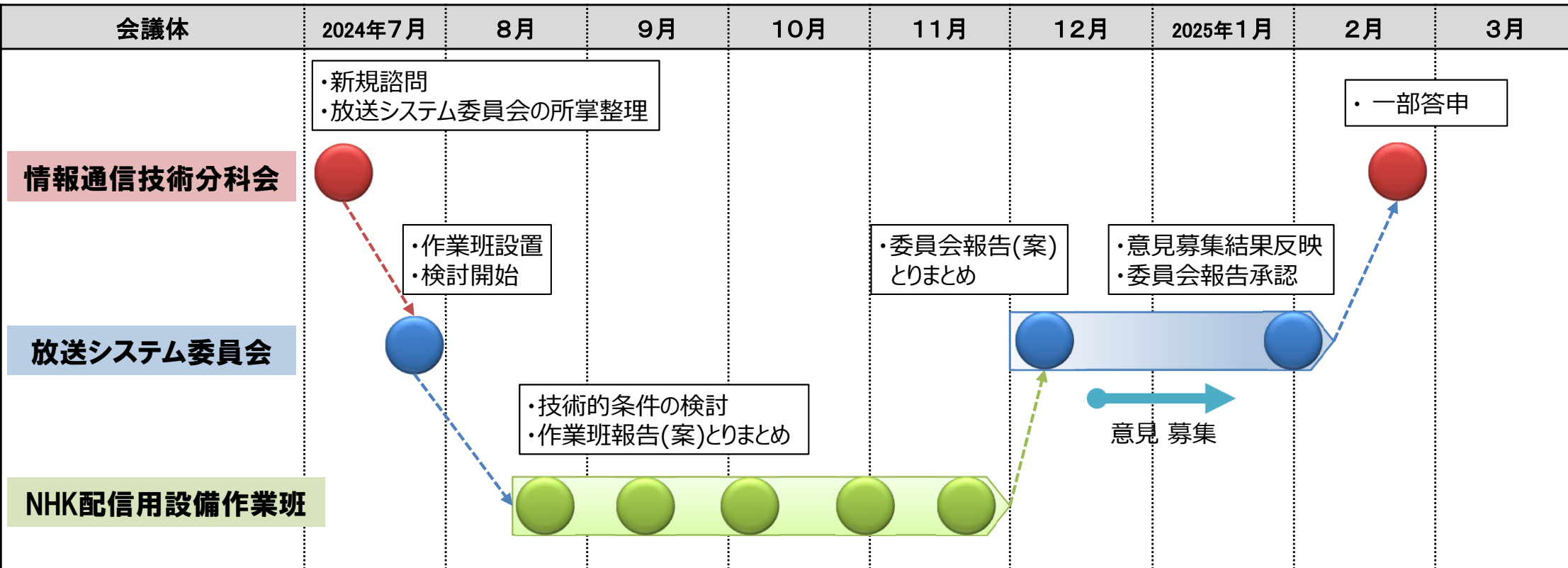
4. 答申を希望する事項及び時期

- 「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について、令和7年2月頃に一部答申を希望。

5. 答申が得られた時の行政上の措置

- 関係省令等の改正に資する。

<想定スケジュール>



- NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、同時配信を行うこと及び見逃し配信を行うことをNHKの必須業務とする。
 - NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、番組関連情報*の配信を行うことをNHKの必須業務とする。
- ※ 放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの

NHKの業務

<法改正前>

<法改正後>

必須業務
(法第20条第1項)

- 国内放送
- 国際放送
- 放送に関する研究開発等

- 国内放送
- 国際放送
- **原則全ての放送番組の同時配信**
- **原則全ての放送番組の見逃し配信**
- **番組関連情報の配信**
- 放送に関する研究開発等

任意業務
(法第20条第2項)

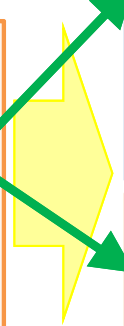
- **放送番組及び理解増進情報の配信 (インターネット活用業務)**
- 放送番組等の配信事業者への提供
- 放送番組等の外国放送事業者への提供

- **放送番組の見逃し配信期間後の配信**
- 放送番組等の配信事業者への提供
- 放送番組等の外国放送事業者への提供

目的外業務
(法第20条第3項)

- 施設・設備の提供・賃貸
- 番組制作の受託等

- 施設・設備の提供・賃貸
- 番組制作の受託等



- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「**NHKオンデマンド**」を開始。
- 2020年（令和2年）4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「**NHKプラス**」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務）

NHKプラス

- ・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。
 - ※同時配信については、原則すべて。
（総合テレビは24時間、Eテレは19時間）
- ・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信はメッセージを表示したうえで冒頭1分のみ視聴可（2023年10月から未ログイン者の1分間トライアル視聴開始）。
- ・**登録完了者数は約504万件**（2024年3月末時点）
- ・**訪問ユーザ数（UB数※）は週平均約217万**。
 - ※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザ数。



（NHKプラスリーフレットより作成）

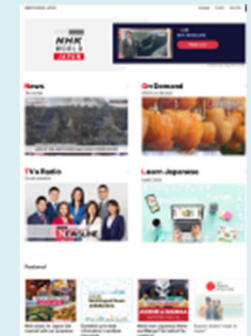
NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

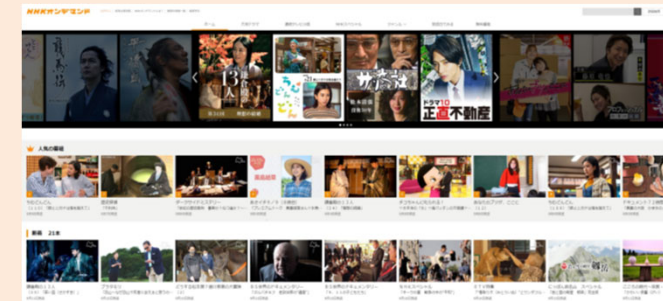
- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）



インターネット活用業務（2号有料業務）

NHKオンデマンド

- ・**衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。**
- ・**会員登録者数は約342万人**（2024年3月末時点）
- ・**12,000本以上**の番組を提供。
- ・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）



○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 ～ 三十 （略）

三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

三十三 ～ 三十四 （略）

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 ～ 二 （略）

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六 ～ 八 （略）

(必要的配信業務の方法)

第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務（以下この条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たっては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下この条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 配信用設備等を用いて行われる配信の品質が総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。

3 ～ 11 （略）

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成
13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決
定第3号）」の一部改正について

令和6年7月2日
情報通信審議会事務局

情報通信技術分科会における委員会設置の一部改正（案）

令和六年※月※日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第※※号

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のように改正する。

第一項第1号を次のように改める。

1 放送システム委員会

放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条
件に関する事項

附 則

この規則は、令和六年七月二日から施行する。

「情報通信技術分科会における委員会の設置」（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号）の一部改正（案）
新旧対照条文

○情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>情報通信技術分科会における委員会の設置 平成十三年一月十七日 情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号</p> <p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌</p> <p>1 放送システム委員会</p> <p><u>放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項</u></p> <p>2 IPネットワーク設備委員会</p> <p>電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項</p> <p>〔3〕8 略</p> <p>〔二〕略</p>	<p>情報通信技術分科会における委員会の設置 平成十三年一月十七日 情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号</p> <p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌</p> <p>1 放送システム委員会</p> <p>放送システムに係る技術的条件に関する事項</p> <p>2 IPネットワーク設備委員会</p> <p>電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項</p> <p>〔3〕8 略</p> <p>〔二〕略</p>

〈参考〉

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務（以下この条において「必要的配信業務」という。）を行うに当たっては、必要的配信業務に用いられる設備（当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。）及びその運用のための業務管理体制（以下この条において「配信用設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

○情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十三年三月二十八日一部改正)

(平成十三年五月二十八日一部改正)

(平成十三年六月二十五日一部改正)

(平成十三年九月二十五日一部改正)

(平成十三年十月二十二日一部改正)

(平成十四年一月二十八日一部改正)

(平成十四年三月二十二日一部改正)

(平成十四年五月七日一部改正)

(平成十四年六月二十四日一部改正)

(平成十四年八月七日一部改正)

(平成十五年一月二十七日一部改正)

(平成十五年三月十九日一部改正)

(平成十五年四月二十一日一部改正)

(平成十五年六月二十五日一部改正)

(平成十五年九月三十日一部改正)

(平成十五年十月二十九日一部改正)

(平成十五年十一月二十七日一部改正)

(平成十六年六月三十日一部改正)

(平成十六年七月二十九日一部改正)

(平成十六年十一月二十九日一部改正)

(平成十七年三月三十日一部改正)

(平成十七年十月十二日一部改正)

(平成十七年十月三十一日一部改正)

(平成十八年一月二十三日一部改正)

(平成十八年二月二十七日一部改正)

(平成十八年三月二十七日一部改正)

(平成十八年七月二十日一部改正)

(平成十八年九月二十八日一部改正)

(平成十九年八月二日一部改正)

(平成二十年七月二十九日一部改正)

(平成二十一年十二月十一日一部改正)

(平成二十一年四月二十八日一部改正)

(平成二十一年七月二十八日一部改正)

(平成二十一年十月十六日一部改正)

(平成二十二年九月十六日一部改正)

(平成二十三年一月十八日一部改正)

(平成二十三年二月十五日一部改正)

(平成二十五年五月十七日一部改正)

(平成二十七年一月二十一日一部改正)

(平成二十八年十月十二日一部改正)

(平成三十一年二月十三日一部改正)

(令和六年七月二日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

- 1 放送システム委員会
放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的條件に関する事項
- 2 IPネットワーク設備委員会
電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的條件に関する事項
- 3 陸上無線通信委員会
移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的條件に関する事項
- 4 新世代モバイル通信システム委員会
新世代モバイル通信システムに係る技術的條件に関する事項
- 5 航空・海上無線通信委員会
航空無線通信の技術的諸問題及び海上無線通信システムの技術的條件に関する事項
- 6 衛星通信システム委員会
衛星通信システムに係る技術的條件に関する事項
- 7 電波利用環境委員会
電磁波が電子機器や人体に及ぼす影響に関する事項
- 8 技術戦略委員会
ICT分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項

二 組織等

- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
- 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。